

最近の感染状況を踏まえた 今後の対応について

令和2年12月17日

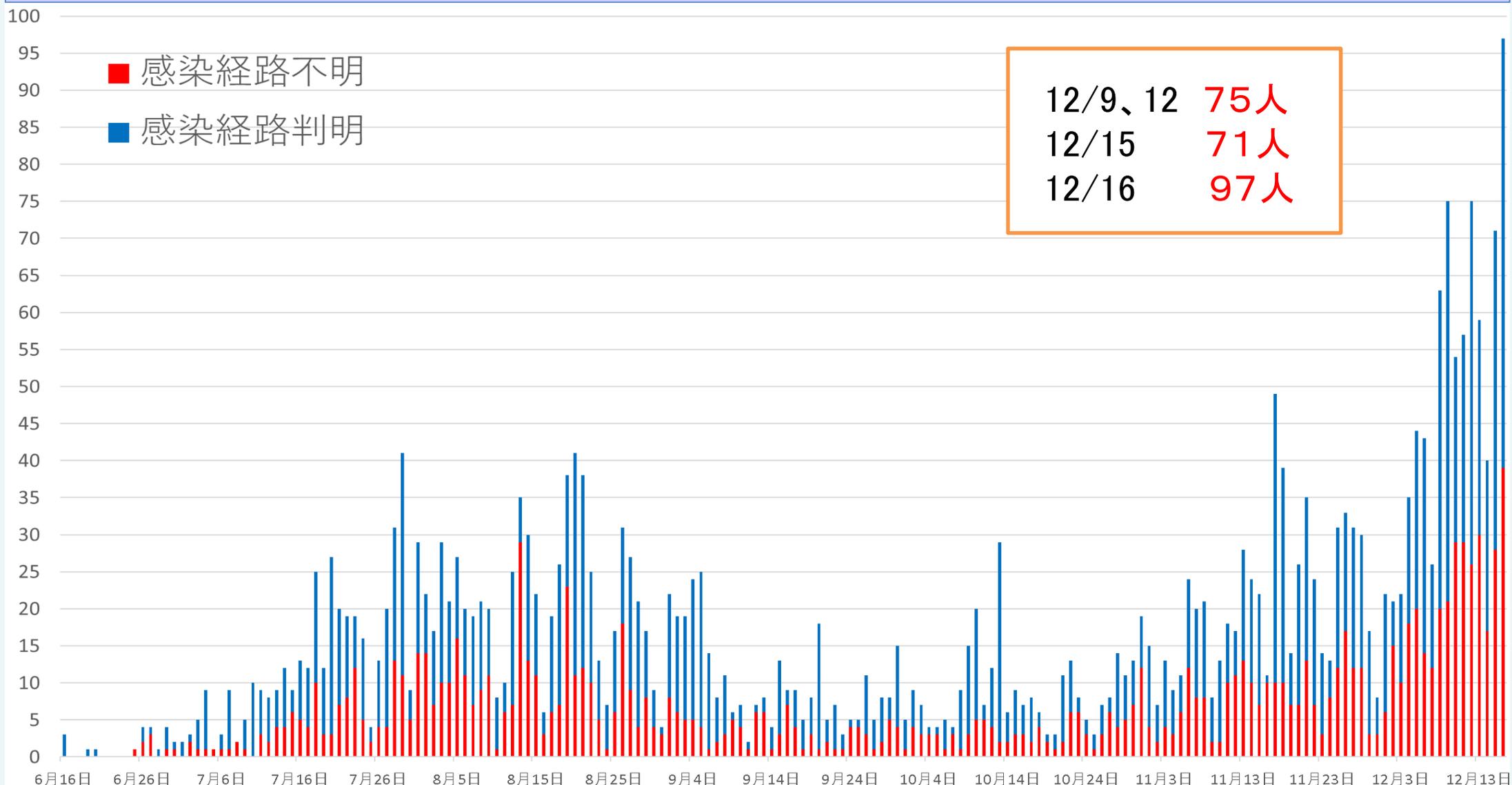


京都府知事 西脇 隆俊



京都府の感染状況

- ▶ 感染者数が高止まり
- ▶ 医療崩壊を防ぐことが急務





年末年始における緊急要請

- ▶ 感染者の約25%が「飲食を伴う会合」に起因
 - ⇒ 飲食で感染し、同居家族や職場で二次感染が発生
- ▶ 年末年始も安心して過ごすための備えが必要
 - ⇒ 高止まりしている**感染者数を減らすための対策**が必要
 - ⇒ 年末年始の**医療検査・相談体制を構築**する必要



1. **営業時間短縮の要請**
2. **医療検査体制の確保**
3. **感染防止対策の要請**
4. **相談体制の確保など**



営業時間短縮の要請

府市協調

対象施設

要請内容

●接待を伴う飲食店

キャバレー、スナックなど

●酒類を提供する飲食店等

バー、ナイトクラブ、カラオケ、居酒屋など

午前5時～午後9時
の間の営業を要請

区 域

京 都 市

期 間

令和2年12月21日～令和3年1月11日



協力店舗への協力金

府市協調

支給額

1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり
4万円（定休日・年末年始の休みは除く）

条件

下記**全てを満たす**店舗

- ① 時短対象施設を運営する**中小企業・団体**及び**個人事業主**
- ② ガイドライン推進京都会議の**ステッカー**を掲示
又は業種別**ガイドライン**等を遵守
- ③ **要請日以前から営業**
（営業時間が午後9時までの店舗は除く）
- ④ 時短要請した全ての期間 **時短に協力**



医療検査体制の確保 (12/29~1/4)

1. 相談体制

① きょうと新型コロナ医療相談センター

5回線から7回線に拡充

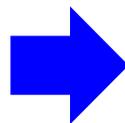
年末年始も24時間受付 075-414-5487



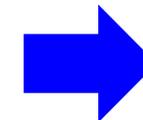
府市協調

② 受診・検査体制

発熱・咳などの
症状のある方



きょうと新型コロナ医療
相談センターに電話



接触者
外来等
を紹介



医療検査体制の確保

2. 感染者対応

① 年末年始に入院受入を行う **医療機関を支援**

新たに受け入れた患者1名に対し **20万円** を病院に助成

② 入院医療コントロールセンター

年末年始もこれまで通り 入院先・宿泊療養先 を調整

3. 入院・療養者対応

▶ 自宅療養者等フォローアップ情報センター

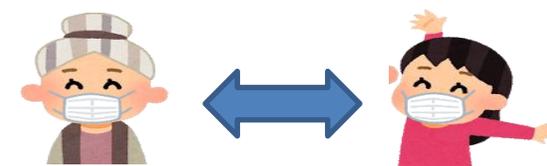
年末年始もこれまで通り 療養中の方の状況等を把握



感染防止対策の要請（～1/11）

1. 帰省は慎重に

- ▶ できるだけ **帰省を控える**
特に発熱等の症状があればやめる
- ▶ 時期の分散・延期も検討
- ▶ 基本的な **感染防止対策の徹底**
- ▶ 親族同士での会食も **大人数は控える**
- ▶ **高齢者等への感染**に特に注意





感染防止対策の要請（～1/11）

2. 初詣は分散して

▶ 発熱等の症状があれば **参拝を控える**



▶ 参拝時期や境内での3密など **混雑を避ける**



▶ 大声での **会話や飲食を控える**

▶ 参拝先の情報に注意





感染防止対策の要請（～1/11）

3. 飲食機会での感染を徹底して防ぐ

▶ 京都市以外でも **午後9時を目安**



▶ 会食は**同居家族**やいつも一緒にいる人と

▶ 4人以下（同居家族除く）、2時間を目安



▶ 発熱等の症状があれば参加を控える

▶ ステッカー掲示店舗の利用を徹底





感染防止対策の要請（～1/11）

4. 不要不急の外出は極力控える

- ▶ 大阪府などへの **不要不急の外出は極力控える**
- ▶ 府域内の往来も **必要性を改めて検討**

5. 職場内感染を防ぐ

- ▶ 年末年始の **休暇の分散取得**
- ▶ **テレワーク・時差通勤** の推進
- ▶ 年末年始の慣例化している行事は **必要性を再検討**



年末年始の相談体制の確保

1. 電話相談体制等の拡充

- ▶ **電話相談の実施** 12月29日～1月3日 **9時～22時**
電話とオンラインで**生活・雇用・ひとり親家庭**の相談に対応
＜生活・ひとり親＞ 075-662-3773 オンライン boshi@kyoto-jobpark.jp
＜雇 用＞ 075-661-3319 (9時～21時)
- ▶ **相談窓口の開設** 京都テルサ内(ひとり親家庭自立支援センター)
12月21日～28日、1月4日～11日 **9時～22時(土日も開設)**
京都ジョブパークと連携した**雇用相談**や専門カウンセラーによる**生活不安相談**

2. 貸付金・助成金の継続

- ▶ **生活福祉資金の申請期間を延長 (12月末→翌3月末)**
- ▶ **雇用調整助成金の申請期間を延長 (12月末→翌2月末)**